

軽自動車税(種別割)納税通知書送付用封筒の広告掲載募集要項

軽自動車税(種別割)納税通知書送付用封筒の広告掲載を以下のとおり募集します。

1 募集概要

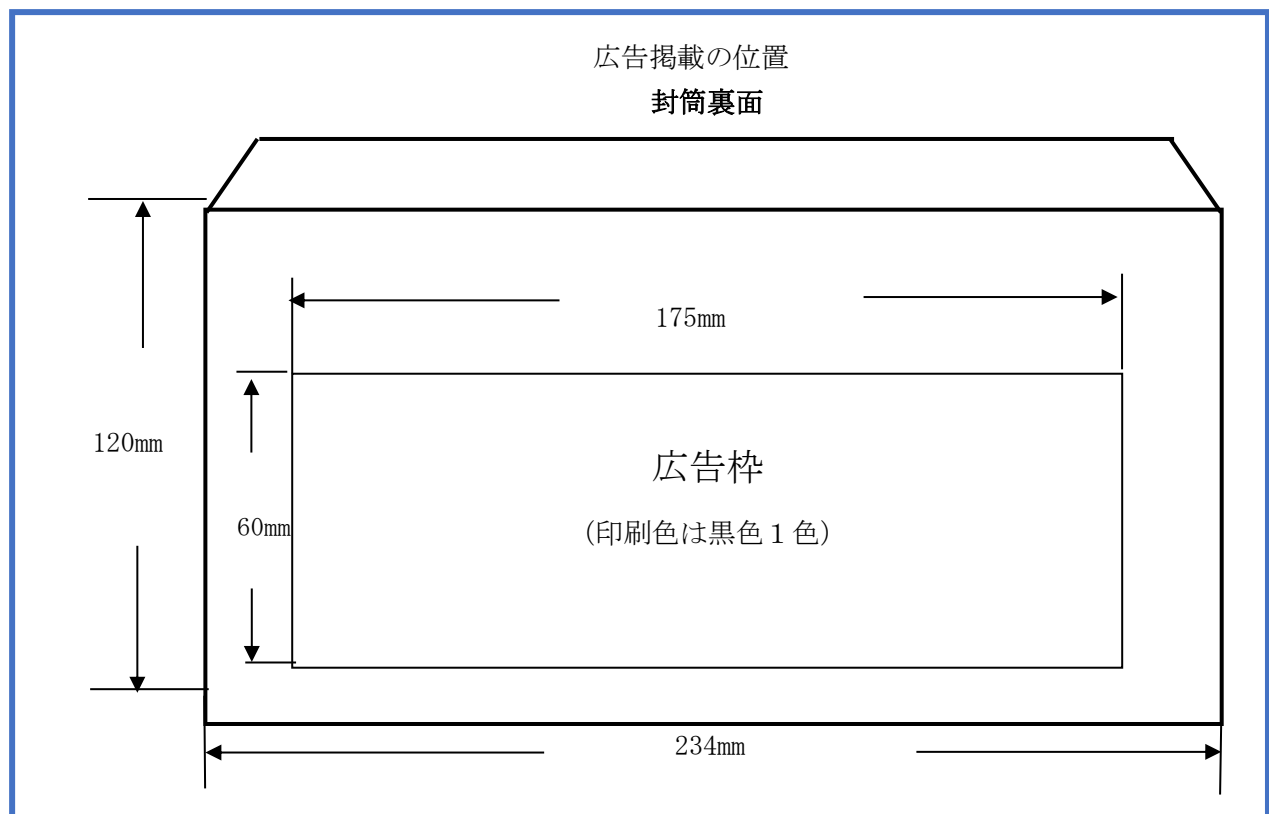
(1) 軽自動車税(種別割)納税通知書送付用封筒の概要

名 称	軽自動車税(種別割)納税通知書送付用封筒
掲載内容	軽自動車税(種別割)納税通知書を送付するための封筒
仕 様	窓空封筒 サイズ 120mm×235mm
発行部数	68,500 部
発行時期	2026 年 5 月
配付方法	配布対象者へ送付
配付対象者	軽自動車税(種別割)納税対象者

(2) 広告掲載枠の規格及び掲載料金

	規格(縦×横)	印刷仕様	広告掲載料金	枠数
封筒裏面	65mm×187mm	黒 1 色(封筒は白色)	30,000 円	1 枠

- ・掲載する広告には、広告掲載事業主の名称や連絡先を明記してください。
- ・応募件数により、掲載件数を変更する場合があります。
- ・消費税及び地方消費税は別途かかります。



(3) 広告掲載期間

2026年5月～在庫がなくなるまで（最長2027年4月まで）

(4) 掲載基準

以下の町田市有料広告掲載取扱要綱第3（別表1）及び町田市広告掲載基準第4条に規定されている掲載基準（別表2）に該当する広告は掲載できません。

2 応募資格

以下の町田市広告掲載基準第3条（別表3）の規定に該当しない事業者（市内外は問わない）であること。

3 応募手続き・スケジュール

募集要項等の公表	2025年8月18日（月）
応募書類の受付	2025年8月18日（月）正午～9月18日（木）午後5時まで（必着）
広告掲載事業主の選定	2025年9月下旬以降

(1) 募集要項等の公表

町田市ホームページに掲載しますので、ダウンロードしてください。

町田市ホームページURL <http://www.city.machida.tokyo.jp>

掲載場所 トップページ>事業者の方へ>広告募集

(2) 応募書類の受付

ア 受付期間

2025年8月18日（月）正午～9月18日（木）午後5時まで(必着)

イ 提出方法

応募に必要な書類一式を、電子メールにより「5書類提出先」に提出してください。

(3) 応募書類

書類名	部数
町田市有料広告掲載申込書 (町田市有料広告掲載取扱要綱第1号様式)	1部
広告原稿案	1部
有料広告掲載申込に係る誓約書	1部

- ・ 応募書類は返却しません。
- ・ 市は、応募書類に関する情報公開請求があった場合には、町田市情報公開条例に基づき、原則として公開します。

(4) 広告掲載の決定

以下の選定基準により、広告掲載を決定します。

なお、応募申込み数が募集枠数を超えない場合でも、広告掲載事業主及び広告内容の適性を確認します。また、審査で適性が確認できない場合は、広告掲載事業主と決定しません。

ア 選定基準

広告掲載の申込みが複数ある場合、町田市有料広告掲載取扱要綱第7に規定する広告掲載の決定に準じ、広告掲載の優先順位を以下のとおりとして選定します。

【同順位の場合の広告掲載の優先順位】

- ① 国及び地方公共団体の広告
- ② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体の広告
- ③ 抽選

(5) 選定結果の通知

広告掲載事業主の選定結果は、2025年10月10日（金）までに全ての応募者に電子メールで通知します。申込書にはメールアドレスを必ずご記載ください。

4 広告掲載決定後のスケジュール

(1) 広告掲載料の納付

上記選定結果の通知と合わせて納付書を送付しますので、2025年11月10日（月）までに広告掲載料を納付してください。

(2) 広告データの入稿

デジタルデータにて掲載する広告の完全版下を作成し、2025年12月19日（金）までに電子メール等で入稿してください。

(3) 留意事項

- ① 指定期日までに広告掲載料を納付しなかった場合、指定期日までに版下原稿を入稿しなかった場合及び申込みに虚偽があった場合には、広告掲載決定を取り消します。
- ② 写真や画像が必ずしも鮮明に印刷されるとは限りませんので、ご了承ください。
- ③ 原稿の作成及び提出に係る費用は、全て申込者の負担となります。
- ④ 入稿した原稿は、校正により、修正をお願いすることがあります。
- ⑤ 掲載位置の希望はできません。

広告掲載事業主は、広告掲載の権利を他に転貸することはできません。

5 書類提出先・問合せ先

町田市財務部市民税課税制係

〒194-8520 町田市森野2-2-22 町田市庁舎2階（207窓口）

電話：042-724-3067

FAX：050-3085-6084

メール：mcit7760@city.machida.tokyo.jp（広告募集専用）

別表 1 町田市有料広告掲載取扱要綱（2022年8月1日施行）より抜粋

第3 広告の掲載基準

掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しない広告とする。

- （1）広告掲載対象物等の公共性又はその品位を損なうおそれのある広告
- （2）公序良俗に反するおそれのある広告
- （3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業その他これに類する営業に関する広告
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団の利益につながる広告
- （5）政治又は宗教に関する広告
- （6）個人、団体等の意見広告を内容とする広告
- （7）法令の規定に違反するおそれのある広告
- （8）前各号に掲げるもののほか、別に定める基準に基づき、市長が掲載する広告として適当でないと認める広告

別表 2 町田市広告掲載基準（2022年8月1日施行）より抜粋

第4条 次の各号に定めるものは、広告掲載対象物等に掲載しない。

- (1) 広告掲載対象物等の公共性又はその品位を損なうおそれのある広告
- (2) 公序良俗に反するおそれのある広告
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる第2条第1項に規定する風俗営業その他これに類する営業に関わる広告
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する掲げる暴力団の利益につながる広告
- (5) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第5条第1項及び第2項に規定する不当な表示をしている商品や役務の広告
- (6) 医療、医薬品、化粧品等の広告で、医療法（昭和23年法律第205号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）等に抵触する広告
- (7) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがある広告
- (8) 第三者をひぼう、中傷又は排斥する広告
- (9) 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又は侵害するおそれがある広告
- (10) 公の選挙又は投票の選挙運動又は投票運動に該当するもの又は該当するおそれがある広告
- (11) 政党その他の政治団体による政治活動に該当するもの又は該当するおそれがある広告
- (12) 宗教団体による布教活動を目的とする広告
- (13) 個人又は団体の意見広告
- (14) 国内世論が大きく分かれている内容に関わる広告
- (15) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービス提供に関わる広告
- (16) 法令の規定に違反するおそれのある広告
- (17) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたす広告
- (18) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲載する広告として適当でないと認める広告

別表 3 町田市広告掲載基準（2022年8月1日施行）より抜粋

第3条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項の規定により風俗営業と規定されている業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) たばこの製造・販売に関わる業種(たばこの製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等を除く)
- (4) ギャンブルに関わる業種(公営収益事業に係るものを除く)
- (5) 消費者金融に関わる業種
- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に規定するインターネット異性紹介事業に関わる業種
- (7) 債権の取立て、示談の引受け等に関わる業種
- (8) 占い、運勢判断に関わる業種
- (9) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者
- (11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (12) 町田市で入札参加停止処分を受けている事業者
- (13) 法人税、市都民税等が課税される団体にあつて、それらを滞納している事業者
- (14) 町田市暴力団排除条例(平成25年3月29日条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者
- (15) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する事業者
- (16) 民事再生法(平成11年法律第225号)、会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生の手続中である事業者
- (17) 法令に違反している業種及び事業者
- (18) その他広告として掲載することが不相当であると認められる業種及び事業者